福井市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　この要綱は、民間事業者等が外国人観光客の受入れのための環境整備を行う事業（以下「外国人観光客受入環境整備事業」という。）に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、外国人観光客の受入環境の向上を図り、本市への外国人観光客の誘致を推進することを目的とする。

（用語の意義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊事業者　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者をいう。

(2) 観光事業者　見学、拝観、体験等を目的とした観光客の受入れを行うものをいう。

(3) 飲食店営業者　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第５２条第１項の許可を受けた者及び受ける見込みのある者をいう。

(4) 商業施設運営者　土産物等の販売を含む販売場を運営するものをいう。

(5) 一般型輸出物品販売場　消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条の2第2項第1号に規定する輸出物品販売場をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、市内に外国人観光客が観光目的で利用できる施設を有する宿泊事業者、観光事業者、飲食店営業者又は商業施設運営者（以下「民間事業者等」という。）とする。

（補助金の交付）

第５条　補助金は、民間事業者等が、外国人観光客受入環境整備事業に要する費用に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものには、補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 国又は地方公共団体が出資する法人

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第３条第１項に基づき許可を受けなければならない事業所

(4) 福井市暴力団排除条例（平成23年9月27日条例第22号）第２条第１号から第３号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等

(5) その他補助金の交付が不適当であると市長が認めるもの

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、民間事業者等が、外国人観光客の受入れのための環境整備を目的に行う別表第１の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる内容の整備に要する同表の第３欄に掲げる対象経費とする。消費税及び地方消費税分は対象経費には含まない。

２　別表第１第２欄の整備内容の基準は、別表第２に掲げるとおりとする。各申請内容の当該対象基準への該当の有無については、第２条の目的に照らし、市長が個別に判断する。

３　別表第１第３欄に掲げる対象経費であっても、人件費等の経常的な運営費、レンタル、リース、通信費、各種手数料を含む場合は、対象外とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、１０万円を限度とする。

（補助金の交付の制限）

第８条　国、県、市及び各種団体等による、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受ける内容の整備は、補助金の交付の対象としない。虚偽申請等不正事由が発覚した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、規則第３条第１項の規定により、補助事業に着手する前に、福井市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)事業計画書（様式第２号）

(2)収支予算書（様式第３号）

(3)見積書

(4)福井市の納税証明書等

(5)営業の許可を受けていることを証する書類の写し（宿泊事業者、飲食店営業者に限る。）

(6)一般型輸出物品販売場の許可証の写しまたは許可取得のための税務署への許可申請書類の写し（消費税免税店開設にかかる補助申請がある場合に限る。）

(7)その他市長が必要と認める書類

３　申請は、１年度当たり１施設につき１回限りとし、１年度当たり１事業者につき２施設までとする。

（交付決定）

第１０条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

２ 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、福井市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の変更申請及び承認）

第１１条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る事項を変更しようとするときは、事業変更中止承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨及び概要、補助金の額等以外の軽微な変更、第１０条の規定による補助金交付決定額の２０％未満の減額の変更については、この限りでない。

２ 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業変更中止承認書（様式第６号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第１１条の規定により、速やかに福井市外国人観光客受入環境整備事業補助金実績報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)事業完了報告書（様式第８号）

(2)収支決算書（様式第９号）

(3)事業施行後の写真や成果品

(4)補助対象経費に係る領収書の写し

(5)その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条第１項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第１２条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市外国人観光客受入環境整備事業補助金額確定通知書（様式第１０号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第１４条　前条の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第１４条の規定により、請求書兼振込依頼書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第１５条　補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から５年間保管しなければならない。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和４年１月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和６年３月３１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

区分 第１欄	整備内容 第２欄	対象経費 第３欄
外国語表記	(1) 施設の名称、種別及び営業案内を表示する看板等の設置 (2) 施設利用者の誘導を目的とした案内表示等の設置 (3) 施設内設備の利用方法、施設の概要、展示品等の説明を記した看板等の設置	製作費 工事請負費 翻訳費 物品購入費
外国語メニュー	(1) 外国語の食事メニューの作成及び配備	翻訳費 印刷費 製作費 物品購入費
外国語パンフレット	(1) 施設をＰＲするための外国語パンフレットの製作及び配布（合計５００部以上作成する場合に限る）	製作費 印刷費 翻訳費
外国語ホームページ	(1) 施設をＰＲするためのホームページの製作 (2) 外国人向けの宿泊予約サイトへの登録	製作費 翻訳費 登録料
無線ＬＡＮ	(1) 無線ＬＡＮルーター機器本体の購入及び設置 (2) 新規通信回線の開設 (3) 施設内配線整備 (4) 無線ＬＡＮ設置に係る設計及び工事	物品購入費 工事請負費
キャッシュレス決済	(1) キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネーＱＲコード決済等）サービス端末の購入及び設置 (2) 新規通信回線の開設 (3) 施設内配線整備	物品購入費 工事請負費

ウェアラブル翻訳機、対面翻訳機等の多言語音声翻訳システム機器	(1) 多言語音声翻訳システム機器の購入及び設置	物品購入費
消費税免税店	一般型輸出物品販売場を開設するために必要な以下の環境の整備 (1)免税電子手続機器（専用レジ等の決済端末、パスポートリーダー、パスポートスキャナー、ソフトウェアなど）の導入 (2)決済用の新規回線の開設や配線整備 (3)免税対応を告知するための案内ツールの作成	物品購入費 工事請負費 製作費

別表第２（第６条関係）

区分	対象基準
外国語表記	(1) 風雨等で容易に破損しない作成物とする。 (2)外国語表記に対応するための新規設置または付け替え、張替え等を対象とする。
外国語メニュー	(1) 料理写真の掲載や使用食材の表記等、外国人に分かりやすく、安心して利用できる内容とする。 (2) 外国語メニューの配備について、外国人向けに表示するものとする。 (3) 既存の外国語メニューの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。
外国語パンフレット	(1) 施設名称、種別、連絡先、営業時間、料金（目安を含む）等、外国人に必要な情報を明記する。 (2) 既存パンフレットの増刷及び改訂に係る経費は対象外とする。
外国語ホームページ	(1) 既存の外国語ホームページの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。
無線ＬＡＮ	(1) 施設利用者が無料で利用できるものとし、安全に利用できるよう対策を講じるものとする。 (2) 利用ができることを外国人向けに表示するものとする。 (3) 新規設置を対象とし、既存の機器の交換及び更新に係る経費は対象外とする。 (4) 利用エリアを拡大するために、新たな機器を設置する経費は対象とする。
キャッシュレス決済	(1) キャッシュレス決済ができることを外国人向けに表示する。 (2) 既存機器の交換及び更新にかかる経費は対象としないが、新たな決済手段の導入等にかかる費用については対象とする。

	(3) 記録票印刷プリンター等や、電子手続きのためのパソコン、タブレット端末など、他用途に転用可能と認められる物品購入費は対象としない。
ウェアラブル翻訳機、対面翻訳機等の多言語音声翻訳システム機器	(1) 付属品は対象外とする。 (2) 既存機器の更新に係る経費は補助対象外とする。 (3)パソコン、タブレット端末など、他用途に転用可能と認められる物品購入費は対象としない。
消費税免税店	(1) 観光庁に免税店シンボルマークの使用許可を得て、外国人利用者に向けに表示する。 (2) 既存機器の更新に係る経費は補助対象外とする。 (3) 記録票印刷プリンター等や、電子手続きのためのパソコン、タブレット端末など、他用途に転用可能と認められる物品購入費は対象としない。